

(事業主の皆様へ)

# 滋賀県 最低賃金 が 令和6年10月1日から改定されます！

時間額

# 1,017円

50円  
UP

～ご注意ください！～ ※最低賃金は都道府県ごとに異なります。

令和6年10月1日（発効年月日）以降に、最低賃金に満たない賃金が記載され、法律違反となる可能性のある求人は、発効年月日以降、公開できません。

求人内容の見直しや変更については、ハローワークの求人窓口にご相談ください。

## ご相談ください

最低賃金制度のマスコット  
チェックマン



求人内容の見直しや変更をしたい…	ハローワーク大津事業所・企画部門		〒520-0806 大津市打出浜14-15 ☎077-522-3773(31#) (平日:8:30～17:15)
最低賃金制度についてくわしく知りたい	滋賀労働局賃金室		〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎 5階 ☎077-522-6654 (平日:8:30～17:15)
賃金制度の見直しがしたい… 支援制度について知りたい…	滋賀働き方改革推進支援センター (滋賀労働局委託事業)		〒520-0043 大津市中央3-1-8 大津第一生命ビル4階 ☎0120-100-227 (平日:9:00～17:00)



滋賀労働局 ハローワーク大津

060905